平成２５年（フ）第５５号
島根県大田市大田町大田イ313番地１
債務者　パブ居酒屋浮布こと　渡邊　　晃
１　決定年月日時　平成25年10月24日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年12月11日まで
５　免責審尋期日　平成26年１月14日午後２時
松江地方裁判所出雲支部

平成２５年（フ）第６０号
秋田県湯沢市字中野97番地４
債務者　清水　大介
１　決定年月日時　平成25年10月24日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年12月13日まで
５　免責審尋期日　平成25年12月17日午前10時30分
秋田地方裁判所横手支部

平成２５年（フ）第４４４５号
大阪府東大阪市俊徳町４丁目５番27号　ロイヤル俊徳Ⅱ406号
債務者　太田　陽介
１　決定年月日時　平成25年10月23日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年12月13日まで
５　免責審尋期日　平成26年１月31日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４７２２号
大阪市東淀川区南江口１丁目２番97―907号
債務者　宮本勇一郎
１　決定年月日時　平成25年10月23日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年12月13日まで
５　免責審尋期日　平成26年１月31日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４７８２号
大阪府摂津市鳥飼新町１丁目７番６－１号
債務者　近藤　美和
１　決定年月日時　平成25年10月23日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年12月13日まで
５　免責審尋期日　平成26年１月21日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４８９０号
大阪市東成区大今里南２丁目９番２―101号
債務者　濱田　好純
１　決定年月日時　平成25年10月23日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年12月13日まで
５　免責審尋期日　平成26年１月21日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第９２号
栃木県足利市荒金町120番地
債務者　秋草　恵美
１　決定年月日時　平成25年10月23日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年12月16日まで
５　免責審尋期日　平成25年12月６日午前11時30分
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２５年（フ）第４３１号
川崎市川崎区川中島２丁目２番11号　エクセルプラザ202
債務者　柿木　良雄
１　決定年月日時　平成25年10月22日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年12月16日まで
５　免責審尋期日　平成25年12月17日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２５年（フ）第４４４号
川崎市幸区南幸町１丁目７番地　高城ビル205、前住所川崎市幸区南幸町１丁目７番地高城ビル216
債務者　横手　俊彦
１　決定年月日時　平成25年10月22日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年12月16日まで
５　免責審尋期日　平成25年12月17日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２５年（フ）第４４５号
神戸市兵庫区三川口町３丁目５番13号　風早ビル402号
債務者　横手　順子
１　決定年月日時　平成25年10月22日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年12月16日まで
５　免責審尋期日　平成25年12月17日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２５年（フ）第４５７号
川崎市中原区木月住吉町２番33―401号　アステールナガセ、前住所川崎市中原区木月３丁目45番18号　マンションリキリキ105
債務者　三井智威子
１　決定年月日時　平成25年10月22日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年12月16日まで
５　免責審尋期日　平成25年12月17日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２５年（フ）第４７８号
川崎市多摩区登戸3402番地　コーポ平安201
債務者　和田まさみ
１　決定年月日時　平成25年10月22日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年12月16日まで
５　免責審尋期日　平成25年12月17日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２５年（フ）第４８０号
川崎市宮前区南平台５番１―203号　市営住宅、前住所川崎市多摩区生田８丁目25番１―108号　ライオンズビュー生田の杜
債務者　鎌倉　康二
１　決定年月日時　平成25年10月22日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年12月16日まで
５　免責審尋期日　平成25年12月17日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２５年（フ）第４８１号
川崎市幸区南加瀬３丁目３番45―301号　松本ビル、前住所川崎市幸区神明町２丁目60番地５
債務者　藤崎　聖未
１　決定年月日時　平成25年10月22日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年12月16日まで
５　免責審尋期日　平成25年12月17日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２５年（フ）第４８６号
川崎市川崎区京町３丁目13番10号　マスダビル303
債務者　南川　雅也
１　決定年月日時　平成25年10月22日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年12月16日まで
５　免責審尋期日　平成25年12月17日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係